

# 中国ビジネス Q&A 中国現地法人から出資者への利益還元と

**Q** 弊社は2000年に江蘇省蘇州市で設立登記された生産型企業です。01年より20年にわたり会社を操業し、毎年そこそこの利益を計上して来ましたが、日本本社から一度も配当の要求を受けたことはなく、現在までかなりの未処分利益と現預金が積み上がっています。今般、日本本社側で設備投資ニーズが発生し、まとまった資金が必要となるため、弊社の余剰資金に対する還元要求があります。どのような対応方法が考えられますか？

**A** まず、過年度の未処分利益を配当する方法が考えられます。将来会社を清算しなければならなくなるような事態に備えて、従業員への経済補償金相当額程度の内部留保と現預金は確保しておいた方が良いと思いますが、実務的には未処分利益の全額を出資者宛に配当することも可能です。また、16年10月より外商投資企業に対する商務部門の審査認可制が廃止されてからは、減資による余剰資金回収も可能となっています。

## 1. 利益配当に関わる一連の手続き

前年度（現在であれば2020年）に獲得した利益を出資者宛に配当する場合の手続きは以下の通りです。

- 【配当手続きフロー】**
- ① 董事会での利益処分（案）決議と出資者同意
  - ② 前年度（2020年度）分の企業所得税確定申告（5月末までに完了）
  - ③ 税務局での備案手続き（企業概要、出資者概要、利益処分決議内容の届出）
  - ④ 源泉税（10%）の納税
  - ⑤ 配当金の海外送金実行

中国の企業は全社12月決算と決められており、例えば、表1の貸借対照表(B/S)の会社において、当期利益の1500千円を全額配当しようとする場合、まず前年度の会社決算に対する会計監査（通常2～3月に実施）を受け、その後の決算董事会で当該利益処分案について審議します。これが可決された後、表2の通り、配当予定の1500千円を未処分利益から未払配当金に勘定を振り替えます。その後、【配当手続きフロー】②以降の手続きを行います。これに要する時間を考慮すると、配当金の出資者宛送金が実行できるようになるのは、毎年だいたい8月ごろになります。配当金の海外送金が完了すると、表3のように、貸方の未払配当金と借方の現預金勘定が減少します。

【配当手続きフロー】は前年度の税引き後利益を配当する場合の手続きですが、前年度以前の会計年度（現在であれば19年以前）の確定申告（中国語で「汇算清缴」と言います）済の未処分利益については、【配当手続きフロー】の①、③、④の手続きを経て随時送金が可能です。

「中国からは利益送金が難しい」と言われる方がよくいます。中国の場合、確かに日本のように送金依頼書さえ記入すれば、

金額や送金目的に関わらず基本自由に海外送金が行える訳ではなく、海外送金の内容を証明する書面エビデンスを銀行に提示して、「真实性確認」（海外送金の裏付け取引等との整合性確認）を経てから送金が許容されます。ただ、海外送金が制限されている訳では決してなく、送金エビデンスさえ提示できれば、貿易送金も非貿易送金も問題なく実施可能です。また、13年に非貿易送金関連規定が改定されてからは、一回の送金額が5万ドル以下の非貿易送金の場合、インボイスを銀行に提出するだけで非貿易送金が行えるようになった等、以前と比べて送金手続きもかなり簡素化されています。一回の送金額が5万ドルを超える場合には、インボイスのほか、非貿易送金の背景を証明できる契約書等とサービス対価に対する税務証票を銀行に提出する必要があります。配当金送金の場合には、利益処分を決議した董事会議事録と源泉税の納税に関わる税務備案書の提出が必要になります。

なお、日本側では、平成21年（09年）4月1日の税制改定により、上記源泉税納税後の配当金に対し95%が非課税（外国税額控除も不適用）扱いとなります。

## 2. ロイヤリティによる出資者への利益還元と移転価格税制

今回のような設備投資のためのまとまった資金（利益）を出資者に還元するケースとは別に、日本本社が定期的に現地法人から利益を回収する手段として、技術料等のロイヤリティを日本本社宛に送金するケースがよくあります。

もちろん、技術供与等の裏付け取引が確かに存在し、その対価の支払い方法としてロイヤリティ方式を採用し、供与した技術により生産された製品の中国内での売上高に対する一定比率

表1 配当実施前のB/S(2020/12/31) (千円)

借方		貸方	
流動資産	14,000	流動負債	4,700
現預金	5,000	買掛金	3,000
売掛金	4,500	短期借入金	1,700
その他未収金	1,500	未払配当金	0
棚卸資産	2,500	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	10,200	所有者權益	19,500
固定資産	8,000	資本金	10,000
無形資産	2,000	法定積立金	5,000
長期繰延資産	200	未処分利益	4,500
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(1,500)
資産計	24,200	負債・資本計	24,200

表2 利益処分(1500千円の分配)決議後のB/S(千円)

借方		貸方	
流動資産	14,000	流動負債	6,200
現預金	5,000	買掛金	3,000
売掛金	4,500	短期借入金	1,700
その他未収金	1,500	未払配当金	1,500
棚卸資産	2,500	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	10,200	所有者權益	18,000
固定資産	8,000	資本金	10,000
無形資産	2,000	法定積立金	5,000
長期繰延資産	200	未処分利益	3,000
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(1,500)
資産計	24,200	負債・資本計	24,200

を日本本社向けに支払うこと自体に何も問題はありませんが、配当金は当然ながら利益が出ていないと送金ができませんが、ロイヤリティは税前支出なので、契約書を締結し、所定の源泉税等を納付すれば送金行為自体は赤字会社であって

上海華鐘投資コンサルティング有限公司  
 総経理 能瀬 徹

# 減資実務について

表 3 1500 千円の配当金送金後の B/S (千元) も問題なく

借方		貸方	
流動資産	12,500	流動負債	4,700
現預金	3,500	買掛金	3,000
売掛金	4,500	短期借入金	1,700
その他未収金	1,500	未払配当金	0
棚卸資産	2,500	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	10,200	所有者権益	18,000
固定資産	8,000	資本金	10,000
無形資産	2,000	法定積立金	5,000
長期繰延資産	200	未処分利益	3,000
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(1,500)
資産計	22,700	負債・資本計	22,700

できてしまいます。ゆえに、ロイヤリティ支払いを日本本社が現地法人から利益を回収する手段として利用しているような場合には、たくさん利益が出れば中国の税務当局も注目しないでしょうが、赤字会社や利益率が低下している会社に対しては、中国の税務当局が移転価格税制違反の嫌疑をかける可能性がかなり高くなる点に注意が必要です。

14年7月29日付の税務局内部文書である『対外高額費用支払租税回避防止調査に関する通達』(税総弁発〔2014〕146号)には、「租税回避防止調査を更に強化し、課税漏れ防止を促進して、企業の対外費用支払による利権移転を防止する」旨と、「海外関連者に高額な役員費や特許権使用費の支払状況に対し詳細逐一調査を展開する」旨が規定されています。弊社の経験では、税務局が特に注目するのは以下のケースです。

- ①一つの業務に対し複数の名目で支払いを行っている。
- ②ロイヤリティ料率の決め方が随意で、税務部門に対しその客観性・真実性・合理性を証明できない。
- ③契約に規定する範囲を超えた支払いが存在する。
- ④5万ドル以下の対外非貿易の支払は税務証票の銀行宛提出が不要との規定を利用して、5万ドル以下は納税申告しないか又は、分割支払方式にて申告していない。

### 3. 減資による余剰資金回収について

未処分利益があれば、利益配当を行って中国現地法人から出資者宛に余剰資金を還元するのが最も簡便かつリスクのない方法です。しかし累損がある場合には、利益配当を実施することができません。このようなケースでも、減資により出資者が現地法人の余剰資金を回収する方法が考えられます。

表4のB/Sの企業は、直近数年の決算期に計上した当期利益では未だに過去の累損を賄い切れてはいないものの、「売掛金+棚卸資産-買掛金」にて算出される所要運転資金額1500千元と、2000千円の短期借入金の返済原資を確保しても、現

表 4 減資前の B/S (千元)

借方		貸方	
流動資産	17,100	流動負債	7,100
現預金	10,000	買掛金	5,000
売掛金	4,500	短期借入金	2,000
その他未収金	100	その他未払金	100
棚卸資産	2,000	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	6,200	所有者権益	16,200
固定資産	5,000	資本金	21,200
無形資産	1,000	法定積立金	0
長期繰延資産	200	未処分利益	-5,000
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(1,500)
資産計	23,300	負債・資本計	23,300

表 5 5000 千円減資後の B/S (千元)

借方		貸方	
流動資産	12,100	流動負債	7,100
現預金	5,000	買掛金	5,000
売掛金	4,500	短期借入金	2,000
その他未収金	100	その他未払金	100
棚卸資産	2,000	固定負債	0
その他流動資産	500	長期借入金	0
固定資産	6,200	所有者権益	11,200
固定資産	5,000	資本金	16,200
無形資産	1,000	法定積立金	0
長期繰延資産	200	未処分利益	-5,000
その他固定資産	0	(うち当期利益)	(1,500)
資産計	18,300	負債・資本計	18,300

預金の10000千元はかなり余剰と言えます。この企業において、5000千円のいわゆる有償減資(※中国には“有償減資”という呼称は存在しません)を行った場合、B/S上の勘定科目の変化は表5のようになり、5000千元分の現預金(借方)と資本金(貸方)が同時に減少します。出資者側では、借方の関係会社出資金勘定が現預金に振り替わり、5000千元分の現金が出資者宛に還元されることとなります。

減資手続きについては、外商投資企業の新設・変更・解散手続きが商務部門による審査・認可制であった時代(16年9月以前)には、減資に対する商務部門の認可を得るのが非常に困難でしたが、冒頭でも述べた通り、16年10月以降、市場監督管理部門での届出・登記制になってからは、まず省級以上の新聞誌上で45日間の減資公告を行った後、各地の市場監督管理局で資本金額の変更登記と新たな営業許可証取得(所要約2週間)を行うことで、特段の問題なく余剰資金を出資者宛に送金することが可能となっています。

なお、累損がある企業での有償減資の例をご紹介しましたが、資本金以外の内部留保(法定積立金、未処分利益)がある会社が出資者宛に有償減資を行った場合、減資額に対し、所有者権益に占める内部留保額の割合分は税務上出資者宛の配当とみなされ、源泉税10%が課税されます。例えば、表1の企業で2000千円の有償減資を行った場合、「2000千元(減資額) × 9,500千元(内部留保額) ÷ 19,500千元(所有者権益) = 974千元」分の「みなし配当」に対し10%の源泉税(97.4千元)が課税されて、実際の出資者への現金還元額は、2000千元よりこれを差し引いた1902.6千元となります。

### 4. 無償減資について

日本では有償減資に対し、現金回収を伴わない減資のことを無償減資と呼びます。有償減資と同様に中国に無償減資の呼称は存在しませんが、同様の手続きを行うことは中国でも可能です。上記3.のB/Sの企業にて、5000千円の無償減資を行った場合には、これが5000千円の累損と相殺されてB/Sを健全化する効果が得られます。

この場合、当年度に利益が計上されれば、10%の法定積立金を計上した後の残りの利益を翌年全額配当することも可能となりますが、上記1.の利益配当のところでも述べた通り、当年度の利益を配当する場合、海外送金が可能となるのは翌年に実施され

る企業所得税の確定申告手続きを経た後、早くとも8月頃になる為、冒頭の日本本社側の資金ニーズへの対応という観点で言えば、無償減資よりも有償減資の方が資金還元スピードは確実に早いと言えます。